関市・武儀郡4町村合併協議会会議の傍聴に関する規程の制定について

関市・武儀郡4町村合併協議会会議運営規程第5条第2項の規定に基づき、 関市・武儀郡4町村合併協議会会議の傍聴に関する規程を次のとおり制定する ことについて、承認を求める。

平成15年3月31日提出

関市・武儀郡4町村合併協議会会長 後 藤 昭 夫

(趣旨)

第1条 この規程は、関市・武儀郡4町村合併協議会会議運営規程第5条第2項 の規定に基づき、関市・武儀郡4町村合併協議会の会議(以下「会議」という。) の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般傍聴席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。) は、自己の住所、 氏名を傍聴人受付簿(別記様式)に記入しなければならない。

(傍聴人の制限)

第4条 議長は、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - (1) 鉄器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
 - (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、 又は携帯している者
 - (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯 している者。ただし、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者は、 この限りでない。
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者。
 - (6) 酒気を帯びていると認められる者
 - (7) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

- 第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。
 - (1)会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し

ないこと

- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと
- (3) はち巻、腕章、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になる ような行為をしないこと

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしては ならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反し、会議の秩序を乱すおそれがあるときは、 議長は退場を命じることができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年3月31日から施行する。

傍聴人受付簿

年 第 回 関市・武儀郡4町村合併協議会

住	所	氏	名	備	考